

江戸情緒あふれる景観創出事業実施要綱

(制定) 6産労観振第73号

令和6年4月25日

(一部改正) 8産労観振第555号

令和8年5月25日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都が、都内地域の認知度向上や集客力の強化を図り、地域の持続的な賑わいを創出することを目的として実施する「江戸情緒あふれる景観創出事業」(以下「本事業」という。)について、基本的な事項を定めるものとする。

(江戸情緒あふれる景観創出事業)

第2条 江戸情緒あふれる景観を創出することが適正と東京都が指定した地域(以下「指定地域」という。)が主体となり、のれんや提灯、簾などを製作し、当該地域の店舗等を装飾することで、江戸文化の風情を感じられる街並みを創出し、セレモニーイベントの開催や情報発信等の取組を通じて地域のイメージとして定着させることをいう。

(指定地域の決定)

第3条 知事は、主体的に地域振興や観光まちづくりに取り組む団体、民間企業等を構成員として含む協議会から、本事業を実施する地域を公募する。

2 前項の公募に応じる協議会は、別記第1号様式による指定地域申請書(以下「申請書」という。)、別記第2号様式による指定地域計画書(以下「計画書」という。)及び別記第3号様式による誓約書にその他必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

3 知事は、前項による計画書の提出があった中から、別に定める審査会において審査に諮った上、適正と認められる計画が提案された地域を、指定地域として決定した上で、別記第4号様式にて申請者に通知する。

また、指定地域として決定しない場合、その旨を別記第5号様式により申請者に通知する。

4 知事は、第3項による決定の通知に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(協議会構成員)

第4条 本事業において応募対象とする協議会の構成員は、以下に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(2) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、

暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

(3) 東京観光財団、東京都中小企業振興公社、国、都道府県、区市町村等から補助事業の交付決定取消等を受けていないこと、又は法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

(事業実施体制及び負担金)

第5条 第3条第3項により指定地域の決定を通知された協議会と東京都は、協定書を締結する。協議会は、同条第2項により提出された計画書記載の取組に必要な体制を構築し、運営を行う。

2 本事業の運営に必要な経費は、東京都の負担及びその他の収入をもって充てる。

3 東京都の負担額は1指定地域につき1億円を上限とする。

(指定地域決定の取消)

第6条 知事は、以下のいずれかに該当する場合、指定地域の決定を取り消すことができる。

1 偽りその他不正の手段により申請書類を作成したとき

2 協議会の構成員（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。